

## 議 事 録 ( 要 旨 )

平成30年4月27日(金)午後2時から福井市役所別館5階大講堂において4月定例会が開催された。

### 議事

#### 1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第 1 号議案	福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	原案どおり可決
第 2 号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第 3 号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	〃
第 4 号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第 5 号議案	農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について	〃
第 6 号議案	現況証明について	〃
第 7 号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第 8 号議案	農地・非農地判断の対象地選定について	〃
第 9 号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

#### 2 報告事項

報告番号	報 告 名
第 1 号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第 2 号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第 3 号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第 4 号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第 5 号報告	平成29年分農地の賃借料情報の提供について

#### 3 協 議

第 1 号協議 ふくい農業委員会だより第127号の編集委員について

#### 4 その他

出席委員 22名

1番	小寺義則	
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	
4番	小寺辰夫	
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
7番	吉川孚	
8番	加藤新市	
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
11番	北川健	
12番	池田敏雄	
13番	市村武男	(参与)
14番	浅川健次	
15番	北定夫	
16番	長谷川忠夫	
18番	笠原英夫	
19番	池森幹夫	
20番	堀内敏正	
22番	山本清幸	(参与)
23番	吉田光範	
24番	田村洋子	

欠席委員 2名

17番	田端秀雄	(参与)
21番	廣部厚	

説明のため出席した者

農政企画室

主 幹 岩 野 俊 二

事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長 大 谷 康 二

局 次 長 南 京 良 幸

課長補佐 高 間 紀 英

主 幹 猪 坂 朋 彦

主 査 中 出 剛 史

主 事 富 平 一 博

開 会 午後2時00分

(細江会長挨拶)

議 長  
(10番  
細江会長)

それでは、ただ今から4月の定例会を開催いたします。  
なお、廣部委員、田端委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
それでは、私の方から指名させていただきます。  
委員番号4番小寺辰夫委員、5番鈴木委員ご両名よろしく申し上げます。  
本日の議事日程は、御手元に配布してあります会議次第のとおりでございますが、はじめに市長より意見を求められている案件を審議し、農業委員会の案件に移りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。  
それでは、議事に入ります。  
第1号議案「福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

農政企画室

(第1号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第1号議案を、原案に対し異議がない旨回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。  
続きまして、第2号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を  
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第2号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第2号議案に対し、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。  
続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の許可の申請について」な  
いし第5号議案「農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変  
更の申請について」を一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第3号議案ないし第5号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当  
番委員でありました 池田委員から報告をお願いします。

12番  
池田委員

(第3号議案ないし第5号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第3号議案ないし第5号議案を原案のとおり許可することにご異議ござい  
ませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

なお、第4号議案の1番の案件は開発行為許可を条件に、第4号議案の3番の案件は福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされた場合を条件に許可することとします。

続きまして、第6号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第6号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました池田委員から報告をお願いいたします。

12番

(第6号議案 現地調査報告)

池田委員

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第6号議案を原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続きまして、第7号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第7号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますのでその結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いいたします。

6 番  
武澤会長  
職務代理者

( 第 7 号議案 現地調査報告 )

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

1 番  
小寺義委員

2 番の案件ですが、所有者氏名の下に括弧書きで被相続人の氏名が記載されていますが、これは特に何か理由があるのですか。

事務局

法務局への地目変更は未相続の場合には相続人の内 1 人でも申請ができます。2 番の案件につきましては、議案書記載の相続人が法務局へ地目変更の申し出をしたことにより農業委員会へ現況の照会があったものです。

1 番  
小寺義委員

要するに 2 番の案件は未相続、ということで理解すればよろしいですか。

事務局

はい、そうです。

議 長

他にありませんか。

( 特に声なし )

議 長

他にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 7 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続きまして、第 8 号議案「農地・非農地判断の対象地選定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

( 第 8 号議案 説明 )

議 長

ただ今の説明及に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

( 特に声なし )

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第 8 号議案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。  
続きまして、第 9 号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

( 第 9 号議案 説明 )

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当  
番委員でありました池田委員から報告をお願いします。

12 番  
池田委員

( 第 9 号議案 現地調査報告 )

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

( 特に声なし )

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第 9 号議案を原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませ  
んか。

( 異議なしの声 )

議 長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。  
続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも  
事務局長専決により処理した案件でございます。  
それでは、第 1 号報告ないし第 5 号報告を一括して議題といたします。事  
務局の説明を求めます。

事務局

( 第 1 号ないし第 5 号報告 説明 )

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。



5 番  
鈴木委員

最後の第 5 号報告の平成 29 年分賃借料情報の提供についてですが、昨年と比較しますと、28 年分の平坦地の田の平均額は 9,900 円でしたが、29 年分は 12,000 円で 2,100 円上がっています。この上がった根拠というのは何でしょうか。ちなみに中山間地では 6,900 円から 4,200 円に下がっている、山間地では 3,300 円から 6,700 円に上がっている。今、法人化を進めているなかで地代を設定しなければならない時期ですが、米の価格が上がっていない状況で賃借料の上がり方がちょっときついと思いますので、参考までにお聞きします。

事務局

前年分と比較して賃借料が上がった明確な理由というものははっきりと説明することは難しいですけれども、物納支給の場合の米 1 俵 60 k g 当たりの金額は農協に聞き取りして確認した金額になっているのですが、この金額が前年より上がっていることをみても米の価格が上がっているということで賃借料の方も上がっているのではないかというところなんです。中山間地、山間地については利用権設定の件数があまり多くないため、年によってかなりばらつきが出ており、実勢に応じた価格になっているかということ、はっきりと言いきれないというところなんです。

5 番  
鈴木委員

今の回答は理解できない訳でも無いです。主に農地中間管理機構を反映しての金額を平均していると思いますが、28 年分は約 2,800 件のデータ数があり、29 年は 1,000 件ちょっと、というなかで 2,100 円も上がったということが理解できないのですが。

事務局

鈴木委員がおっしゃられるように、このデータ数を主に占めるのが農地中間管理機構による集積でありまして、29 年は 28 年の半数以下に減っていますけれども、中間管理機構への貸し付けの申し出は大体集落毎にまとまって出すものなので、たまたま 28 年には賃借料が安い集落が多く利用権を設定して、29 年には高いところがまとまって出たと、例えばそういうことも考えられます。

議 長

他にございませんか。

22 番  
山本参与

賃借料情報で最高額と最低額が出ていますけれども、使用貸借、0 円の場合は計算に入れていないということでもよろしいですか。

事務局

使用貸借の場合はサンプルから除外しております。平均額からある程度の範囲を超えたり下回る金額はサンプルから除外して計算していますので、使用貸借についても除外されております。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、協議事項に移ります。

第1号協議「ふくい農業委員会だより第127号の編集委員について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号協議 説明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それでは、編集委員の班編成について事務局案のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、ご異議がないようですので、編集委員になられた方は、よろしく願いいたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(相続未登記農地における利用権設定の事務手続きについて 説明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

4番  
小寺辰委員

これをそのまま放置したらどうなりますか。地区内でも相続未登記農地があり、登記名義人が4代前という事例があります。

事務局

国会の方で所有者不明の土地について現在色々と審議しているところで、具体的な中身までは分かりませんが、例えば相続未登記の農地について固定資産税を払っている相続人1人の同意が得られれば農地中間管理機構に預ける際に告示して異議申し立てが無ければ最長20年までは利用権設定できるというような仕組みを作ろうと国の方では検討しているようです。まだ国会を通過していないのではっきりと言えないのですが、国の方では何らかの対策を作ろうとしています。

12 番  
池田委員

添付書類が必要になりますと書いてありますけれども、いつからという実施時期、それと出さなかったらどうなるのか、という2点についてお伺いします。

事務局

こちらの取扱いにつきましては、次回以降の利用権設定の受付から始まります。その際、相続未登記の農地があった場合に相続関係図の添付や相続人の同意印が必要になるということです。添付書類が無かった場合の罰則規定というのは特に無いんですが、もし必要書類の添付が無かった場合には一旦申請者にお返しして書類が揃った段階で正式に受理するという取扱いになります。

1 番  
小寺義委員

これは重要な案件だと思いますが、相続人全員の同意印をもらうのに認印でいいのですか。認印だと誰が押したかという問題も出てくる。最終的にこれをもとに相続登記ということにはならないのですか。であれば実印や印鑑証明を付けてきちんとした方が良くと思います。

事務局

小寺委員がおっしゃられる問題もありますので、相続関係図の中で「万一、争議が生じた場合、貸付人の責任において処理します。」という貸付人の署名・押印を付けています。これは利用権設定の手続き上の必要書類であり、相続登記に直接関係するものではありません。

23 番  
吉田委員

相続というのは民法上の話で、相続を前提にしていたら利用権設定はすすまない。利用権設定の際にはこの書類で事務手続きをしていくということで良いと思います。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
事務局から他にありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6 番  
武澤会長  
職務代理者

本日は第1号議案から第9号議案まですべて原案どおり承認または決定をいただきました。また、第1号報告から第5号報告まで報告のとおり了解いただきました。1号協議事項については農業委員会だよりの編集委員が新たに選任されました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、4月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時23分